

第3章 与信取引法一貸出し

1 はじめに

与信判断における考慮要素

- ・与信残高
- ・預金
- ・常態的に得られる情報量

2 銀行の与信業務と根拠法

(省略)

3 与信業務にかかる法規制

(1)銀行法

(ア)大口信用供与規制

- ・同一人に対する与信限度額は、銀行の自己資本の額の25%とされている

(イ)アームズ・レングス・ルール

(ウ)銀行業務に関する禁止行為

- ・為替相場などの不確実な事項について「絶対に上がりますよ」と断定的な判断を提供してはならない。

(エ)銀行の説明義務

- ・信義則に基づく説明義務

(オ)金融商品取引法の適用ないし準用

(2)独禁法

(ア)5%ルール

- ・銀行は、原則として、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければ、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5/100を超えて取得し、または保有することはできない（独禁法11条1項）

(イ)不公正な取引方法

- ・独禁法19条5項の優越的地位の濫用に該当するか
- ・①優越的地位にあること②その優越的地位を利用して不当な取引を行うこと

(3)出資法

(ア)1条から4条の規制

1条 不特定多数の者に対し、出資金の全額以上の金銭が返還されることを示して出資金の受け入れをしてはならない

2条 法律で認められているものを除いて、何人も行として預かり金をしてはならない

3条 銀行等の役職員が、その地位を利用して、自己または第三者の利益を図るため、金銭の貸付、金銭の貸借の媒介または債務の保証を行うことを禁止

4条 金銭の貸借の媒介手数料の上限5%

(イ)5条の規制（高金利の処罰）

- ・上限20%
- ・シンジケートローンにおけるアレンジメント・フィーは利息に該当するのか

(4)利息制限法

4 与信判断における善管注意義務

(1)取締役の善管注意義務にかかる一般論

- ・事業計画の策定は将来予測に渡る経営上の専門的判断に委ねられており、それに基づく当該株式の取得にかかる意思決定については、意思決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない。（判例）

(2)北海道拓殖銀行事件

- ・「融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、所論がいう経営判断原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまる」

(3)四国銀行事件

- ・県の企画部長と県知事から暫定的なつなぎ融資を求められた四国銀行が、A社に無担保貸付を行なった。その後、県からA社への融資が実行されず、その間にA社が資金不足に陥ったので、四国銀行は3回にわたりつなぎ融資を行なった。追加融資につき善管注意義務違反が問われた。
- ・すでに追加融資を実行したことがあるとしても、安易にさらなる追加融資を検討してはならず、その都度冷静に与信判断を行うべきである、という趣旨の判例。

<コラム：銀行取締役の与信取引に係る善管注意義務>

・銀行の取締役の経営判断原則を限定的に解する見解

- ・銀行の大きな社会的責任
- ・銀行法上の規制を根拠に
- ・銀行は免許事業
- ・金融取引の専門家であること

→一般的な株式会社の取締役よりも高い注意義務を負う

・経営判断原則とは何か

- ・過程と内容に分ける

<学説>

- ・判断過程については合理的かどうかを審査する
- ・判断内容については著しく不合理でないかどうかを審査する

<最判>

- ・判断過程・判断内容いずれも著しく不合理でないかどうかを審査する